

MFJ 公認/承認競技会（行事）取材規定

一般財団法人 日本モーターサイクルスポーツ協会（MFJ）

第1章 総 則

第1条

この取材規定は（一財）日本モーターサイクルスポーツ協会（以下 MFJ という）の公認・承認で行われるモーターサイクルスポーツ、その他の催事の全ての取材活動を行う者（以下取材者という）全てに適用される。

第2条

取材者は、本規定を熟知し遵守しなければならない。

第3条

MFJ 公認・承認競技会、行事、講習会等における全ての音声、写真、映像等に関わる、報道、放送、放映、出版、配信する電子メディアに関する著作権及び肖像権は、MFJ、主催者及び施設に帰属し、これらの使用・販売に関しては、許可を受けなければならない。

第4条

（1）メディアパス取得者はモータースポーツに関する取材活動が危険性を伴うものであることを十分認識しなければならない。また、万一取材活動中に事故が起きた場合は、防御体制を取り、取材活動を停止すること。

（2）取材者は、取材活動中、万一競技に関して事故が発生し、死亡、負傷その他の損害を受けた場合でも、故意または重大な過失が認められる場合を除いては、その原因の如何にかかわらず、MFJ、主催者、施設側、競技役員、競技参加者、競技選手、他の取材者などには、その責任がないことを了承し、損害の保証要求などの権利を一切放棄するものとする。

第5条

MFJ 公認・承認競技会、行事、講習会等の取材活動を行う場合、取材対象の如何を問わず、MFJ MEDIA CARD（以下メディアカードという）の発行を受けなくてはならない。また、発行されたメディアカードは、他人に譲渡、貸与してはならない。なお一大会のみの取材者（暫定メディア）は事前に大会主催者の許可を取り、別途メディア登録を行うものとする。なお、第14条のとおり、当該大会であっても当メディアカードが適用されず、別途主催者へ申請となる場合があることを了解しなければならない。

第6条

取材者は、取材実績の掲載誌（紙）、ONAIR 録画または実績を示すもの等を MFJ 事務局または当該競技会等の主催者にすみやかに提出しなくてはならない。取材実績等の提出がない場合、メディアカードの返却を求める場合や、以降の取材申し込みを受け付けない場合、翌年の年間プレスの更新を見送る場合があることを、取材者はあらかじめ了承するものとする。

第2章 メディアカード

第7条

メディアカードは、原則として取材した内容を公的、報道性がある媒体によって、事実を広く、へだたりなく周知させる（以下「報道」）、18歳以上の者に対してのみ発行される。

個人的趣味、上記媒体を補完するすべてのソーシャルメディア電子媒体等は原則的に本取材規定でいう媒体とはみなさない。ただし、MFJ、主催者及び施設が特に必要と認めた媒体についてはこの限りではない。

- (1) 一般社団法人日本新聞協会に加盟している新聞社、通信社、放送局
- (2) 全国の一般的な販売場所で容易に購入できる、新聞（日刊に限る）・雑誌
- (3) 本条(1)項、(2)項に該当する報道機関が発行する新聞・定期刊行物の他、ニュース番組で、それを補完するためのウェブサイト（無料に限る）。
- (4) 法人が独自に開設するインターネットニュースサイト、情報系サイト（無料に限る）、車両またはタイヤメーカーのウェブサイト。運営会社が明記されており、原則として、ウェブサイトのアクセス数が月間1,000,000PVを超えている場合に限る。また、メディア事務局より媒体資料の提示を求められた場合、それを提出しなければならない。
- (5) 本条(1)項に該当しないテレビ（報道番組）、ラジオ（報道番組）。
- (6) 日本モータースポーツ記者会（JMS）、日本レース写真家協会（JRPA）
- (7) メディア事務局が特別に認めた媒体、団体

第8条

メディアカードは、取材エリア別にA区分、B区分に分けられ、過去の取材実績及び取材目的に応じて発行される。発行に関しては申込書及び添付書類による申込み受付後、MFJが審査をし、該当区分のカードを発行する。なお、MFJは取材規定第7条の要件を満たしている者に対しても、不適当と認めた場合、その理由を明かすことなくメディアカードを発行しない場合がある。なお、前項とは別に「大会のみの暫定メディア（C区分、D区分）」が発行される場合がある。

第3章 メディアカードの被発行資格と取材エリア

第9条

メディアカードの被発行資格

(1) A 区分

- a. 前年度メディアカードを取得していること。
- b. MFJの公認・承認競技会、行事等で、年5回以上の取材実績を3年以上連続して有すること。
- c. 取材活動を行う上で、MFJ及び主催者が必要であると認めた者。

規定を満たしていない者に対しても、MFJ及び主催者が適切と認めた場合には、Aカードを発行する場合がある。本条(1)の規定を満たしている者に対しても、MFJが不適当と認めた場合には、その理由を明らかにすることなくAカードを発行しない場合がある。

(2) B 区分

Bカードは、モーターサイクルスポーツの取材を目的とし、**年5回以上取材する者**で第9条(1)規定を満たさない者、**またはチーム契約の者に**発行する。本条第(1)の規定を満たしている者に対しても、MFJが不適当と認めた場合には、その理由を明らかにすることなくBカードを発行しない場合がある。

第10条

取材エリア

メディアカードの種類によるモーターサイクルスポーツ取材活動範囲は、イベントごとに主催者より告知されこれに従わなければならない。大会によりすべての取材者の立ち入り禁止エリアを設けている場合がある。なお、●シグナルプラットフォーム●メディカルセンター近辺●パークフェルメ（車両保管エリア）●車検エリアにおいては、メディアパスの種類の如何を問わず、エリア内への立ち入り、取材活動は行ってはならない。

(1) A 区分

A区分の取得者に許される取材活動範囲は、前項により主催者が指定する取材立入禁止エリアを除く全域とする。

(2) B 区分

B区分の取得者に許される取材活動範囲は、前項によりコース内、ピットレーンなどに対し制限が加わる場合がある。

(3) 暫定メディア（C区分 / D区分）

暫定メディアに許される取材活動範囲は次のとおりである。

- a. C区分は前項で規定するB区分の取材活動範囲に準ずる。

本項 a. の規定にかかわらず取材活動範囲の拡大を特に認める場合がある。

- b. D区分は前項で規定するA区分の取材活動に準ずる。

第4章 メディアカードの発行について

第11条

年間を通したメディアカードは、MFJが指定する専用の申請サイトから、必要事項を記入、申請者の顔写真、必要書類を貼付または入力、送付し、MFJが定める申込締切日までに手続きするものとする。

申込み：〒104-0045 東京都中央区築地 3-11-6 築地スクエアビル 10 階

(一財) 日本モーターサイクルスポーツ協会 メディア事務局 TEL 03-5565-0900

第12条

暫定メディアは、年間メディアカード未取得者で取材を希望する者をいい、該当取材に必要な一定の期日のみ通用する。

暫定プレスの申込みに際しては、MFJに備え付けの申込書またはWebサイトを使用し、取材経歴書及び掲載予定誌（紙）等の申請者の所属する媒体責任者の推薦状及び掲載実績誌（紙）等、申請者の所属する媒体責任者の推薦状及び掲載実績誌（誌）等を添付し、主催者に申込むものとする。なお、取材当日の申込みは、原則として認めない。

第13条

メディアカード（暫定メディアも含む）の申込みに際しては、全てMFJメディア傷害保険に加入しなくてはならない。

第14条

取材者は、別途に取材規定を設ける大会及び施設においては、メディアカードが通用しない場合があることをあらかじめ了承する。その場合は当該大会、施設で定められる取材規定に基づき、新たにメディア申請の申込みをするものとする。

第5章 取材活動の手続き

第15条

メディアカード取得者（暫定メディア含む）がモーターサイクルイベントの取材を行うときは、原則として競技会開催日の2週間前の金曜日まで（**地方選手権は別途設定**）に専用のWebサイトから取材申し込みをするものとする（詳細はMFJのWebページに都度公示する）。取材当日の申込みは原則として認めない。なお大会によって申込み方法、期限が設定されている場合は、それに従わなければならない。

第16条

取材に際しては、メディアカード及びビブスを必ず着用しなければならない。当該年度の年間メディア登録者であっても、メディアカード及びビブスを着用しない場合は、取材活動が許されない場合がある。

第17条

取材に際しては、以下の手続きを行わなければならない。

(1) メディア受付が設置されている場合は、受付にメディアカードを提示し、**署名済の誓約書を提出**する。なお、暫定メディアは合わせて暫定メディア保険料（5,000円または7,000円）を支払い、メディアビブスの交

付を受けなければならない。

(2) メディア受付が設置されていない場合は、大会事務局にて前項と同じ手続きを行わなければならない。

(3) 暫定メディアは、取材活動終了後、直ちにメディアビブス等を受付（受付が設置されていない場合は大会事務局）へ返却しなくてはならない。

第 18 条

取材活動中、取材者は下記の事項を遵守することとする。

- (1) メディアカード及びメディアビブス等は、主催者が指定した位置に付け、容易に確認できるようにしなければならない。
- (2) 特に主催者が許可しない限り二輪・四輪車走行による取材活動を行ってはならない。
- (3) 取材者は競技役員の指示に従って行動しなければならない、危険な行為を行う、また競技運営及び競技者を妨げる行動をしてはならず、観客エリアでは観戦の妨げとならないように配慮すること。
- (4) 前事項及び各イベント主催者のルールを遵守していない取材者に対し、主催者もしくは MFJ が、メディアカード及びメディアビブスの返却や、取材活動の停止を要請する場合があります、必ずそれに従わなければならない。
- (5) 全日本モトクロス選手権シリーズではヘルメットの着用が義務付けられる。

第 19 条

取材活動を目的としない者（以下 非取材者という）の同伴は認めない。

- (1) 非取材者は一般の観客と同等の扱いを受けることを了承していなければならない。
- (2) 取材活動中は非取材者と行動を共にすることを禁止する。

第 6 章 特別会員

第 20 条

MFJ の指定する媒体（2 輪専門誌、紙）の編集代表者が推薦する編集者、カメラマンなど、各誌（紙）、3 名までを特別会員として登録できる。

- (1) 特別会員の資格は当該年度のメディア A 区分取得者に限る。
- (2) 特別会員は、MFJ メディアカードを取得すれば、他の施設が主催するメディア共済会費の免除を受けることができる。※ただし各施設のメディア登録は必要とする。

第 7 章 MFJ メディア傷害保険

第 21 条

MFJ メディア傷害保険費については以下のとおりとする。

- (1) 年間メディア（当該年度 12 月 31 日まで有効）
A カード 15,000 円 B カード 15,000 円
- (2) 暫定メディア（1 イベントのみ有効）C 区分 5,000 円 D 区分 7,000 円

第 22 条

MFJ メディア傷害保険の適用範囲及び内容については下記の通りとする。

(1) 適用範囲

MFJ 公認、承認で行われるモーターサイクルスポーツ、その他催事の期間中で該当する施設内での取材活動中の急激かつ偶然な外来の傷害事故に限定する。

次の事由に起因して生じた傷害については、保険金は支払わないこととする。

- a. 取材者の故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為
- b. 地震、戦争、放射能汚染 等
- c. 本取材規定に違反した取材活動中の事故

(2) 保険内容

別途規定に従う

(3) 傷害保険金の請求手続き

a. 万一事故のあった場合は、すみやかに取材中の現地に所在する主催者及び MFJ に連絡することとする。(事故通知がなされない場合は、保険金が支払われない場合がある。)

b. 保険金の支払対象となる事故によって負傷した場合、所定の用紙を MFJ に請求しなければならない。

その他の事項は保険約款に準ずる。

令和 7 年 1 月 1 日 一部改訂

一般財団法人 日本モーターサイクルスポーツ協会
Motorcycle Federation of Japan

〒104-0045 東京都中央区築地 3-11-6 築地スクエアビル 10 階
TEL 03-5565-0900
E-mail mfj-press@mfj.or.jp